

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4 階

防衛特別法人税の創設

Q

令和 7 年の税制改正で防衛特別法人税が創設されたそうですが、こういった内容でしょうか？

解説

日本の防衛力強化のため、**令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度**から、法人税額から**年 500 万円**を控除した金額に**4%**の税率を乗じた金額を納付する必要があります。

1. 概要

令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から**年 500 万円**を控除した金額に**4%**の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税として申告・納付することが必要となります。

2. 具体的な税額

例) **一定の税額控除 100 万円を控除した後の法人税額 1000 万円**の法人の場合

①課税標準法人税額

$(1000 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円}) - 500 \text{ 万円 (基礎控除)} = 600 \text{ 万円}$

②防衛特別法人税額

$600 \text{ 万円} \times 4\% = \mathbf{24 \text{ 万円}}$

3. 防衛特別所得税額

令和 5 年の税制改正で、法人に対してだけではなく個人に対しても、同様の税額を課することが打ち出されています。ポイントは下記です。

- ・所得税額に対して税率 1%の付加税を課す。
- ・復興特別所得税の税率の 1%の引き下げ及び課税期間の延長を行う。

ただし、現時点では個人に対する防衛特別所得税の適用開始時期は未定となっています。

要するに…

来年から、防衛特別法人税の適用が開始されます。基礎控除額が 500 万円ありますので、小規模の中小企業については発生しません。ただし、納付義務がなくても申告書の作成及び提出は必要となりますので、決算申告作業の手間が増えそうです。